

議案第182号

静岡市中学生国際交流資金貸付基金条例の一部改正について

静岡市中学生国際交流資金貸付基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市中学生国際交流資金貸付基金条例の一部を改正する条例

静岡市中学生国際交流資金貸付基金条例（平成15年静岡市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市内の中学校」の次に「（これに準ずる学校を含む。以下同じ。）」を加え、「中学生と交流を行う中学生」を「中学校と交流する事業を行う市内の中学校の生徒」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。